

会計検査院の直近の検査報告のうち、当公庫に関する主な部分は次のとおりです。

「令和4年度決算検査報告」（会計検査院）（抄）

○第2章 決算の確認

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

○第3章 個別の検査結果

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

○第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 検査対象別の概要

第6 政府関係機関及びその他の団体

1 概況

2 政府関係機関の収入支出決算

（1）沖縄振興開発金融公庫

第2節 国の財政等の状況

第1 国の財政の状況

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和4年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	14,903,979,487	7,617,234,218
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	111,756,690,062	74,533,211,742
農林水産業者向け業務	49,016,630,420	33,009,177,406
中小企業者向け業務	68,346,620,774	31,725,283,579
信用保険等業務	240,083,411,531	262,799,955,331
危機対応円滑化業務	10,771,758,002	41,020,644,367
特定事業等促進円滑化業務	181,083,098	180,184,753
株式会社国際協力銀行	636,029,039,632	502,917,762,545
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	138,289,846,812	70,498,096,904

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が令和4年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
153,729,463,474,564	153,728,168,796,848	1,294,677,716

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館等の歳入金で、日本銀行における4年度歳入金の受入れ期限である5年5月31日までに払い込まれなかったものが1,294,677,716円あったためである。

第2 特別会計

会計検査院が令和4年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの

科 目	公庫貸付金	
部 局 等	沖縄振興開発金融公庫本店	
貸 付 け の 根 拠	沖縄振興開発金融公庫法(昭和 47 年法律第 31 号)、勤労者財産形成促進法(昭和 46 年法律第 92 号)	
個人住宅資金等の概要	沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者等個人に対して、住宅の建設又は購入、住宅の用に供する土地の取得等の使途に充てるために必要な長期資金の貸付けを行うもの	
検査の対象とした個人住宅資金等に係る貸付債権及びこれに係る残高	3,027 件 199 億 6125 万余円(令和 3 年度末)	
上記のうち融資対象住宅が用途変更されていた貸付債権及びこれに係る残高	23 件	1 億 9319 万円

【適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等に係る融資対象住宅の融資後の状況把握等について

(令和 5 年 10 月 11 日付け 沖縄振興開発金融公庫理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 住宅資金等貸付業務の概要等

(1) 住宅資金等貸付業務の概要

ア 住宅資金等の概要

貴公庫は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和 47 年法律第 31 号。以下「公庫法」という。)等に基づき、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発

に資することを目的として、沖縄において住宅を必要とする者に対して、一般の金融機関が供給することを困難とする資金の貸付けを行っている。

この貸付けは、公庫法等及び勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)等に基づき、貴公庫が、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者、住宅を建設して賃貸する事業を行う者等に対して、住宅の建設又は購入、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得等の使途に充てるために必要な長期資金の貸付けを行うものである(以下、住宅の建設等の使途に充てるために必要な長期資金のうち、公庫法等に基づき貸し付けられる長期資金を「住宅資金」といい、住宅資金のうち住宅を賃貸する事業を行う者に対する資金を除いた個人に対して貸し付けられるものを「個人住宅資金」、勤労者財産形成促進法等に基づき自ら居住するため住宅を必要とする勤労者等個人に対して貸し付けられる長期資金を「財形住宅資金」という。)

個人住宅資金及び財形住宅資金(以下、両者を合わせて「個人住宅資金等」という。)に係る債権は、令和3年度末現在で計8,605件、残高計539億0601万余円(以下、3年度末の残高を単に「残高」という。)となっている。

イ 個人住宅資金等の貸付けに係る業務委託

公庫法等によれば、貴公庫は金融機関等に対して、その業務の一部を委託することができることとされている。また、沖縄振興開発金融公庫代理貸付事務取扱規程(昭和48年規程(業)第10号)によれば、貴公庫は、個人住宅資金等の貸付けについては、金融機関と業務委託契約を締結して貸付業務の一部を委託し、業務を受託した金融機関(以下「代理店」という。)を通じて貸付けを行うこととされている。そして、代理店に委託する業務は、借入申込みの受付、貸付審査、貸付けの実行等の貸付手続、貸付債権の管理回収手続等とされている。

(2) 個人住宅資金等の貸付条件等及び融資後の手続等

ア 個人住宅資金等の貸付条件等

貴公庫は、個人住宅資金の貸付けに係る業務については、沖縄振興開発金融公庫業務方法書(昭和47年規程(業)第1号)の定めるところにより、また、財形住宅資金の貸付けに係る業務については、勤労者財産形成持家融資業務方法書(昭和52年規程(業)第22号)の定めるところによりそれぞれ行っている(以下、両者を合わせて「業務方法書」という。)

業務方法書では、個人住宅資金等の貸付条件として、貸付金の使途は住宅の建設等であること、貸付けの相手方は自ら居住するため住宅を必要とする者等であること、償還期限は35年以内であることなどが定められている。

そして、貴公庫は、個人住宅資金等の貸付けに当たり、その貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)との間で金銭消費貸借抵当権設定契約証書(以下「証書」という。)を作成し、具体的な貸付条件等を定めることとしている。証書によれば、借受者が借入金を住宅の建設等以外の使途に使用したときなどであって、貴公庫が借受者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、借受者は債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済することとされている。

イ 融資後の融資対象住宅の用途変更に係る手続等

個人住宅資金等の使途は、前記のとおり、借受者が自ら居住するための住宅の建設等に必要な資金等とされている。そして、融資対象住宅(借受者が貸付けを受けて建設する住宅をいう。以下同じ。)が融資後も継続して業務方法書の定める貸付条件に沿って利用されるようにするために、証書等において、借受者は、融資対象住宅の一部又は全部を店舗、事務所等、住宅以外の用途に利用する(以下「用途変更」という。)場合は、原状・用途変更承認申請書(以下「申請書」という。)を代理店に提出した上で、貴公庫の承諾を得る手続を行わなければならないこととなっている。

代理店は、貴公庫が作成した「沖縄公庫住宅資金債権管理の手引」(以下「債権管理の手引」という。)によれば、用途変更に係る申請については、債権保全上支障がないと認められるときであって用途変更部分に係る債務に相当する金額を繰上償還させる場合は、代理店において専決で処理するとともに貴公庫に報告することとされ、それ以外の場合は、代理店が貴公庫と協議して処理することとされている。

また、借受者において、貴公庫の承諾を得ないで用途変更を行ったときであって、貴公庫が借受者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、借受者は、証書に基づき、債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済することとなっている。

(3) 融資対象住宅の融資後の状況把握について

債権管理の手引によれば、貴公庫は、融資対象住宅の無断譲渡、無断賃貸、用途変更等がないかどうかを確認するための実態調査の実施が必要なときは、代理店に対して、調査の対象、期間及び件数を通知することとされている。貴公庫から上記の通知を受けた代理店は、債権管理の手引に定められた調査方法に従って実態調査を行い、結果を取りまとめて貴公庫へ報告することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴公庫は、前記のとおり、個人住宅資金等の貸付けを行っており、近年、新規貸付けの件数は少なくなっているものの、既に貸し付けたものの貸付債権は多額に上っており、今後も長期にわたり管理することになる。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、個人住宅資金等の貸付けについて、融資対象住宅が継続して貸付条件に沿った利用となっているか、貴公庫において融資対象住宅の融資後の状況等を適切に把握するなどして借受者が継続して貸付条件に沿って利用するよう対策が十分に講じられているかなどに着眼して、貴公庫本店及び東京本部において、融資対象住宅の融資後の状況や貴公庫による融資対象住宅の融資後の状況把握等の実施状況を関係書類等により確認するなどして会計実地検査を行った。

検査に当たっては、貴公庫から、残高のある個人住宅資金等に係る貸付債権 8,605 件(残高計 539 億 0601 万余円)のデータの提出を受けた上で、離島を除く沖縄本島で貸付件数が多いなどの 15 市町村^(注)のうち、店舗、事務所等の需要が多いと考えられる沿岸部の区域等に所在する融資対象住宅に係る貸付債権 3,027 件(残高計 199 億 6125 万余円)を対象に選定して、融資対象住宅に関する情報を確認するなどして検査した。そして、3 年度末時点で、融資対象住宅の情報から所在地において店舗、事務所等が設置されるなどして用途変更が

疑われる93件について、更に貴公庫に調査を求めて、貴公庫が、5年1月以降、代理店に対して実態調査の実施を通知し、代理店において、融資対象住宅に係る利用状況を確認するための借受者への聞き取り、現地確認等により行われた実態調査の結果を確認するなどして検査した。

(注) 15市町村 那覇、宜野湾、浦添、糸満、沖縄、豊見城、うるま、南城市、中頭郡嘉手納、中頭郡北谷、中頭郡西原、島尻郡南風原各町、国頭郡恩納、中頭郡読谷、中頭郡北中城各村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態

借受者は、前記のとおり、融資対象住宅について用途変更する場合には、あらかじめ貴公庫の承諾を得ることとなっているのに、借受者が代理店に申請書を提出して貴公庫の承諾を得ることなく、融資対象住宅の一部又は全部を用途変更して店舗、事務所等の用途に利用するなどしていた事態が23件(残高計1億9319万余円)見受けられた。

上記23件のうち、貴公庫が代理店を通じて借受者から聞き取るなどして用途変更の開始時期を特定又は推定できたのは15件(残高計1億4107万余円)であり、そのうち6件(残高計7545万余円)は、35年以内とされている償還期限からみて、比較的早期と考えられる10年以内に用途変更されていたと特定され又は推定された。

(2) 貴公庫における融資対象住宅の融資後の状況把握等

貴公庫は、(1)のような借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態について、融資対象住宅の状況を把握した上で、用途変更の状況に応じて繰上償還請求等の必要な措置を講ずる必要がある。このことなどから、住宅資金等貸付業務の適切な実施のためには、融資後に融資対象住宅の状況を的確に把握することなどが重要である。

そこで、融資対象住宅の融資後の状況を貴公庫がどのように把握しているかなどについて検査したところ、貴公庫は、前記のとおり、融資対象住宅の実態調査の実施が必要なときは、代理店を通じてこれを行うこととしているが、融資対象住宅の融資後の状況に応じて実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を貴公庫が自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを設けていなかった。このため、貴公庫は、書類が保存されていて確認が可能な期間である平成29年度から令和3年度までの間、上記の端緒となる情報を取得していなかったことから、実態調査は一度も実施されておらず、現に(1)の事態について把握していなかった。

(是正及び改善を必要とする事態)

貴公庫の個人住宅資金等の貸付けに関して、借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、貴公庫において、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを設けていなかったため、実態調査が行われておらず、融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握することができていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、借受者において証書の規定を遵守することについての理解が十分でないことにもよるが、貴公庫において、融資対象住宅の利用が継続して貸付条件に沿ったものとなるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して融資対象住宅の融資後の状況を把握することについての重要性の理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び表示する意見

貴公庫は、住宅資金等貸付業務を今後も引き続き実施していくこととしている。

ついては、貴公庫において、借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態について、借受者に対して貸付条件に沿った利用となるよう必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には繰上償還請求等の必要な措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、融資対象住宅が継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示する。

第6 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

令和5年次の検査(4年10月から5年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 208
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち 5,422
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。.)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 104
- このうち、①から⑥までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 208	(1) 政府関係機関 4			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
	(2) 事業団等 36			
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構
	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター
	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構
	日 本 年 金 機 構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社
	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険
	(注2) 株式会社脱炭素化支援機構			
	以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。			

区 分	団 体 名
	(注3) (3) 独立行政法人 83 国立公文書館 情報通信研究機構 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 量子科学技術研究開発機構 国立美術館 国立文化財機構 農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構 国際農林水産業研究センター 森林研究・整備機構 水産研究・教育機構 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 土木研究所 建築研究所 海上・港湾・航空技術研究所 海技教育機構 航空大学校 国立環境研究所 教職員支援機構 駐留軍等労働者労務管理機構 自動車技術総合機構 造幣局 国立印刷局 国民生活センター 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 北方領土問題対策協会 (注1) 国際協力機構 国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 情報処理推進機構 (注4) エネルギー・金属鉱物資源機構 労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 環境再生保全機構 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学改革支援・学位授与機構 中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 医薬基盤・健康・栄養研究所 日本高速道路保有・債務返済機構 日本原子力研究開発機構 地域医療機能推進機構 年金積立金管理運用 住宅金融支援機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター 勤労者退職金共済機構 日本医療研究開発機構

区 分	団 体 名			
	(注3) (4) 国立大学法人等 86			
	北 海 道 大 学	北海道教育大学	室 蘭 工 業 大 学	北海道国立大学機構 (注5)
	旭 川 医 科 大 学	弘 前 大 学	岩 手 大 学	東 北 大 学
	宮 城 教 育 大 学	秋 田 大 学	山 形 大 学	福 島 大 学
	茨 城 大 学	筑 波 大 学	筑 波 技 術 大 学	宇 都 宮 大 学
	群 馬 大 学	埼 玉 大 学	千 葉 大 学	東 京 大 学
	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学	東京農工大学
	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学
	電気通信大学	一 橋 大 学	横浜国立大学	新 潟 大 学
	長岡技術科学大学	上越教育大学	富 山 大 学	金 沢 大 学
	福 井 大 学	山 梨 大 学	信 州 大 学	静 岡 大 学
	浜 松 医 科 大 学	東海国立大学機構	愛 知 教 育 大 学	名古屋工業大学
	豊橋技術科学大学	三 重 大 学	滋 賀 大 学	滋 賀 医 科 大 学
	京 都 大 学	京 都 教 育 大 学	京都工芸繊維大学	大 阪 大 学
	大 阪 教 育 大 学	兵 庫 教 育 大 学	神 戸 大 学	奈良国立大学機構 (注6)
	和 歌 山 大 学	鳥 取 大 学	島 根 大 学	岡 山 大 学
	広 島 大 学	山 口 大 学	徳 島 大 学	鳴 門 教 育 大 学
	香 川 大 学	愛 媛 大 学	高 知 大 学	福 岡 教 育 大 学
	九 州 大 学	九州工業大学	佐 賀 大 学	長 崎 大 学
	熊 本 大 学	大 分 大 学	宮 崎 大 学	鹿 児 島 大 学
	鹿屋体育大学	琉 球 大 学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学
	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計1	日 本 放 送 協 会			
③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち9	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社
	日本郵政株式会社			

区 分	団 体 名
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15	北海道旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社 四国旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社 INCJ 東京湾横断道路株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構 独立行政法人農業者年金基金 地方公共団体金融機構
⑥国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち 5,422	日本下水道事業団 以上のほか、都道府県、市町村、各種組合、学校法人等が 5,421 団体等ある。

(注 1) 「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注 2) 「株式会社脱炭素化支援機構」は、令和 4 年 10 月 28 日に設立された。

(注 3) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注 4) 「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」は、令和 4 年 11 月 14 日に「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」から移行した。

(注 5) 「国立大学法人北海道国立大学機構」は、令和 4 年 4 月 1 日に「国立大学法人帯広畜産大学」から移行して、同日に解散した「国立大学法人小樽商科大学」及び「国立大学法人北見工業大学」の権利及び義務を承継した。

(注 6) 「国立大学法人奈良国立大学機構」は、令和 4 年 4 月 1 日に「国立大学法人奈良女子大学」から移行して、同日に解散した「国立大学法人奈良教育大学」の権利及び義務を承継した。

2 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされていて、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人であり、令和4年度末における政府関係機関は4機関である。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

収 入	収入済額(千円)		
4年度	14,903,979		
3年度	15,747,213		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	11,797,676	7,617,234	4,180,441
3年度	13,053,487	7,893,459	5,160,027

(2) 株式会社日本政策金融公庫

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
4年度	111,756,690		
3年度	122,614,610		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	150,483,370	74,533,211	75,950,158
3年度	198,537,497	73,560,761	124,976,735

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
4年度	49,016,630		
3年度	49,702,217		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	39,947,904	33,009,177	6,938,726
3年度	46,918,033	33,814,667	13,103,365

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
4年度	68,346,620		
3年度	73,587,130		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	81,038,799	31,725,283	49,313,515
3年度	141,672,400	30,730,972	110,941,427

第2節 国の財政等の状況

第1 国の財政の状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等の概要等

(1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和4年度末において、建設国債^(注1)、特例国債^(注2)、復興債^(注3)、借換債^(注4)等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は1027.0兆円に達している。そして、4年度の一般会計歳出決算総額における公債依存度は38.1%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は18.0%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注5)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高^(注6)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字^(注5)の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、最近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく」こととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 借換債 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)第46条及び第47条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

(注5) 基礎的財政収支、財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差を財政収支といい、財政収支に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策等の経費及び財源の金額を除いたベース)を基礎的財政収支という。基礎的財政収支はプライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注6) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策等の経費及び財源の金額を除いたベース)。内閣府試算では「公債等残高」である。

(2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

前記のとおり、財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある(以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。)。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方PB、財政収支及びそれぞれの対GDP比は、前記のとおり内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)(注7)は、(注8) 税収等から政策的経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)(注9)は、(注9) 税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標であり、一般会計PBと同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方PB(又は財政収支)は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PB(又は一般会計財政収支)はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

(注7) 税収等 一般会計の歳入決算総額(租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金)から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

(注8) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

(注9) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

2 国の財政の状況

令和4年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようなになっているかなどをみると、次のとおりである。

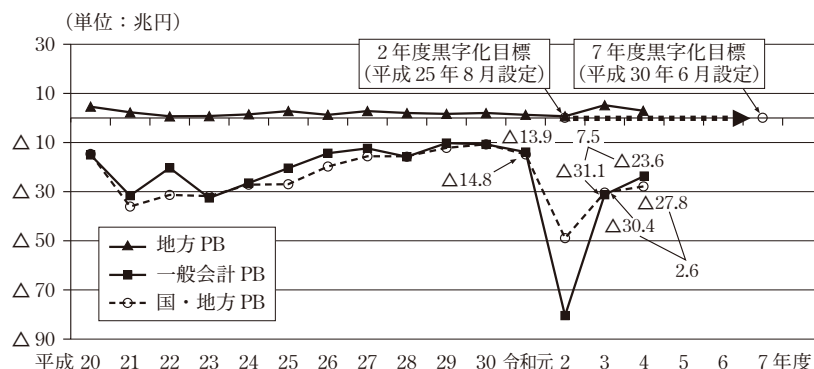
(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PB、一般会計PB及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)について、平成20年度から令和4年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBはおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計PBは、4年度にマイナス23.6兆円となっており、前年度のマイナス31.1兆円から7.5兆円改善しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前(以下「コロナ禍前」という。)の元年度の水準(マイナス13.9兆円)には戻っていない。また、国・地方PBは、4年度にマイナス27.8兆円となっており、前年度のマイナス30.4兆円から2.6兆円改善しているが、一般会計PBと同様に、元年度の水準(マイナス14.8兆円)には戻っていない。

図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



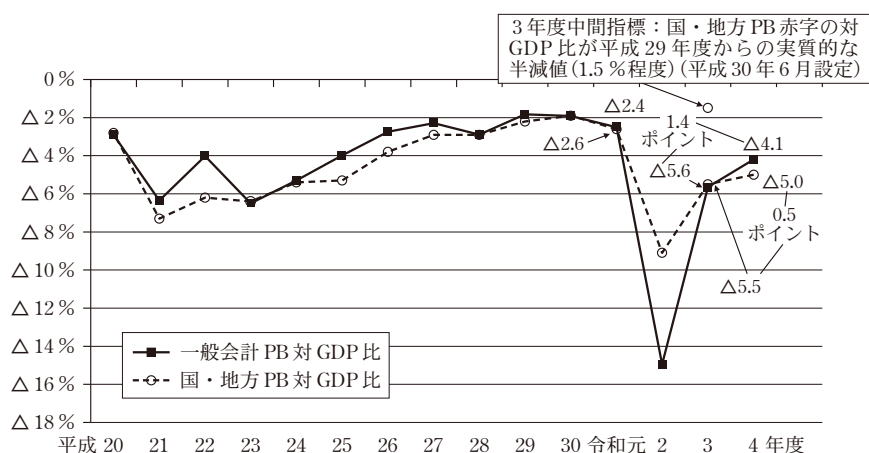
注(1) 一般会計PBは、本院が算出した。また、国・地方PB及び地方PBは、令和5年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において掲げられた国・地方PBを2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

また、国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 2 のとおり、国・地方 PB 対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比は、図 1 の国・地方 PB と一般会計 PB と同様に、4 年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計 PB 対 GDP 比は、4 年度はマイナス 4.1% となっており、前年度のマイナス 5.6% から 1.4 ポイント改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準(マイナス 2.4%)には戻っていない。また、国・地方 PB 対 GDP 比は、4 年度にはマイナス 5.0% となっており、前年度のマイナス 5.5% から 0.5 ポイント改善しているが、一般会計 PB 対 GDP 比と同様に、元年度の水準(マイナス 2.6%)には戻っていない。

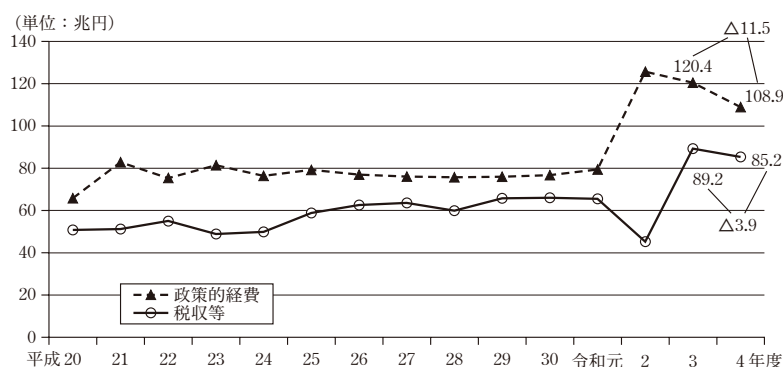
図 2 国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移



- 注(1) 国・地方 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 7 月に公表された内閣府試算による。
 注(2) 一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。
 注(3) 「3 年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 3 のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、4 年度は税収等が前年度から 3.9 兆円減少しているものの、政策的経費についても前年度から 11.5 兆円減少しているため、一般会計 PB は前年度に比べて改善している。

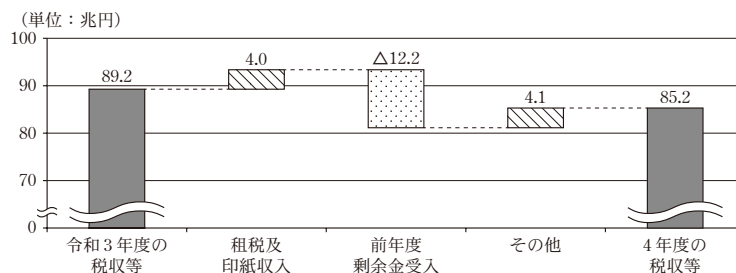
図 3 税収等及び政策的経費の推移



イ 税収等の推移

4年度の税収等の前年度からの減少3.9兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が4.0兆円及び「その他」が4.1兆円それぞれ増加している一方、3年度に大幅に増加していた前年度剰余金受入が12.2兆円減少しており税収等の減少の主な要因となっている。

図4 令和4年度における前年度からの税収等の減少の内訳

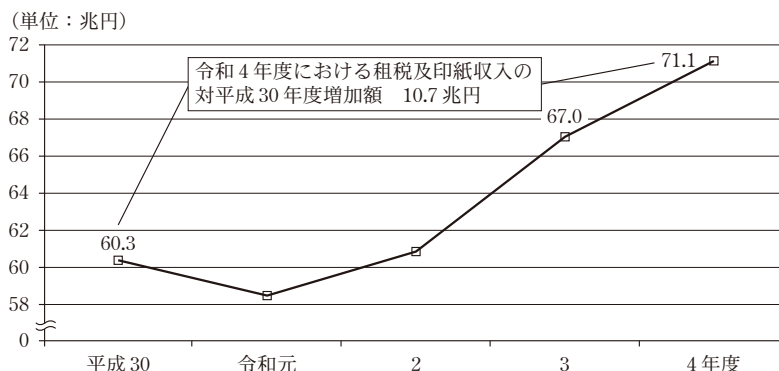


注(1) 「その他」は、雑収入等(令和3年度：7.7兆円、4年度：7.3兆円)から、翌年度への繰越歳出予算財源等(令和3年度：22.4兆円、4年度：17.9兆円)を控除したものである。

注(2) 「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

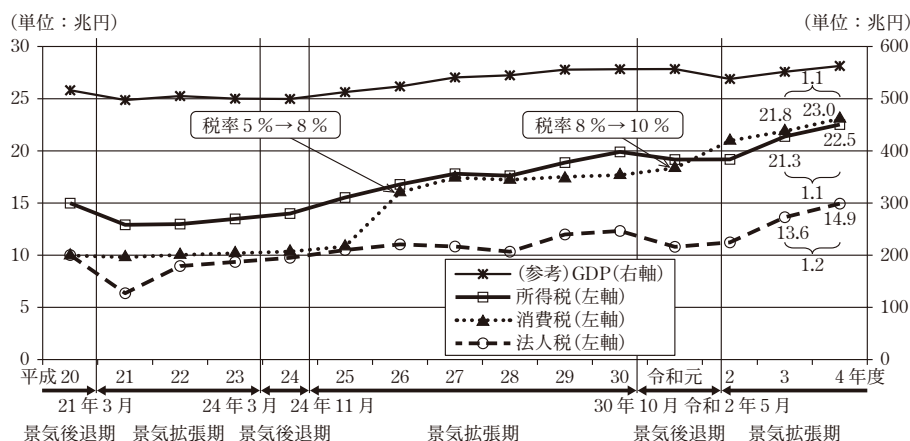
租税及印紙収入について、平成30年度から令和4年度までの推移をみると、図5のとおり、平成30年度の60.3兆円から10.7兆円増加し、令和4年度は71.1兆円となっている。

図5 租税及印紙収入の推移



4年度の租税及印紙収入は71.1兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は60.5兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成20年度から令和4年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。4年度は、3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響下からの持ち直しの動きがみられ、景気拡張期となっており、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ1.1兆円及び1.2兆円増加して、22.5兆円及び14.9兆円となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%)の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加している。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、4年度は、前年度から1.1兆円増加して23.0兆円となっている。

図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



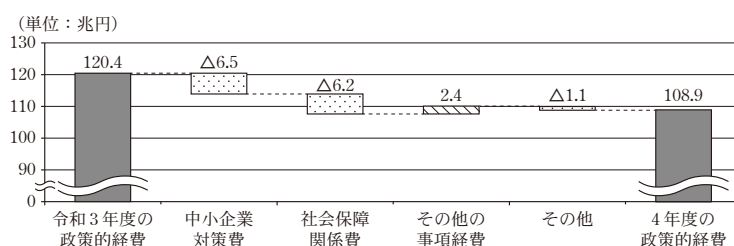
- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
 注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
 注(3) GDPは、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4～6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

4年度の政策的経費の前年度からの減少11.5兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、^(注10)その他の事項経費は2.4兆円増加している一方、中小企業対策費が6.5兆円、社会保障関係費が6.2兆円それぞれ減少しており政策的経費の減少の主な要因となっている。

(注10) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図7 令和4年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳

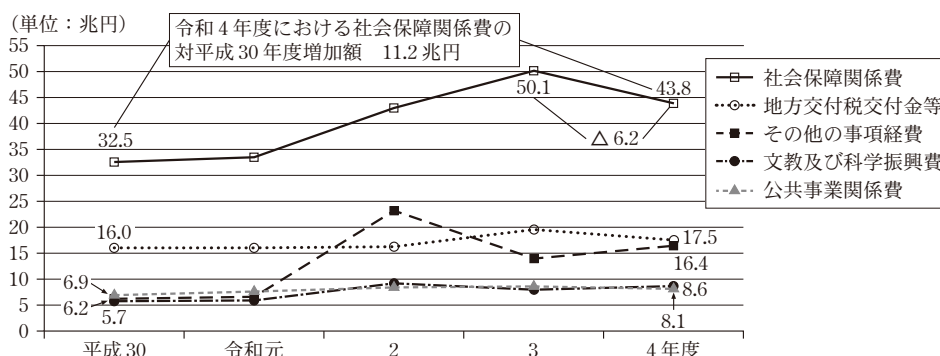


- 注(1) 「その他」は、地方交付税交付金等、文教及び科学振興費等である。
 注(2) 「中小企業対策費」「社会保障関係費」「その他の事項経費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、4年度の政策的経費108.9兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が43.8兆円、地方交付税交付金等が17.5兆円、その他の事項経費が16.4兆円、文教及び科学振興費が8.6兆円及び公共事業関係費が8.1兆円となっており、これら五つの主要経費計94.6兆円で政策的経費の8割以上を占めている。上記五つの主要経費について、平成30年度から令和4年度までの推移をみると、図8のとおり、社会保障関係費については、高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことや新型コロナウイルス感染症への対応等により3年度までは一貫して増加している。そして、4年度は、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなど

により前年度から6.2兆円減少したものの、平成30年度の32.5兆円に対して11.2兆円増の43.8兆円となっている。地方交付税交付金等については、30年度の16.0兆円以降増加していたものの、令和4年度は前年度から減少し17.5兆円となっている。その他の事項経費については、平成30年度の6.2兆円に対して令和元年度はほぼ横ばいであったが、2年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から大幅に増加し、3年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から大幅に減少したものの、4年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加して16.4兆円となっている。文教及び科学振興費については、平成30年度の5.7兆円に対して令和元年度はほぼ横ばいであったが、2年度は産業技術実用化開発事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加し、3年度は同補助金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、4年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加して8.6兆円となっている。公共事業関係費については、平成30年度の6.9兆円以降増加したものの、令和4年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少して8.1兆円となっている。

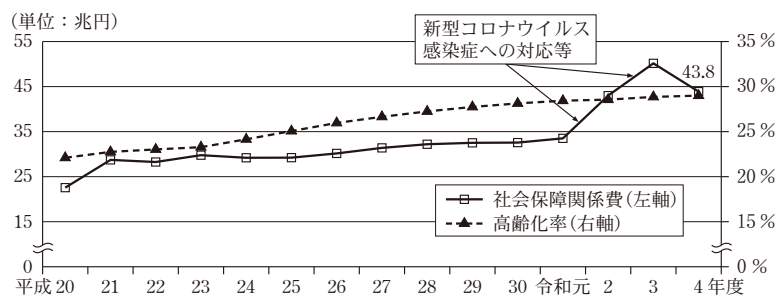
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

4年度の社会保障関係費43.8兆円は、政策的経費108.9兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成20年度から令和4年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2、3両年度にそれぞれ大幅に増加したものの、4年度は前年度から大幅に減少している。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

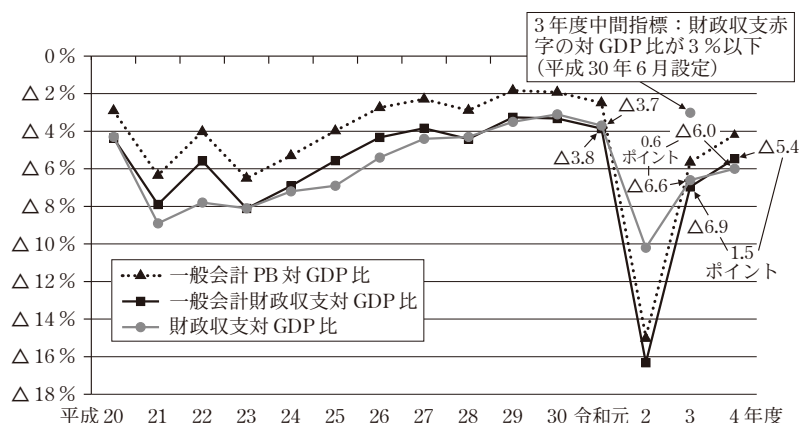
(2) 財政収支対 GDP 比

ア 財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 10 のとおり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。

そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、4 年度はマイナス 5.4% となっており、前年度のマイナス 6.9% からは 1.5 ポイント改善して、財政収支対 GDP 比は、4 年度はマイナス 6.0% となっており、前年度のマイナス 6.6% からは 0.6 ポイント改善しているが、いずれもコロナ禍前の元年度の水準(それぞれマイナス 3.8%、マイナス 3.7%)には戻っていない。

図 10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移



注(1) 財政収支対 GDP 比は、令和 5 年 7 月に公表された内閣府試算による。

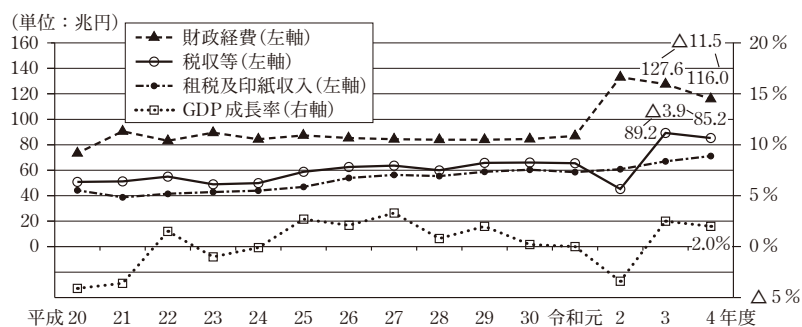
注(2) 一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。

注(3) 「3 年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

イ 税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 11 のとおり、税収等については、3 年度までは、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。4 年度においては、GDP 成長率はプラス 2.0% であったが、税収等は、前記のとおり、前年度剰余金受入が前年度から 12.2 兆円減少したことなどにより前年度から 3.9 兆円減少して 85.2 兆円となり、財政経費は、前年度から 11.5 兆円減少して 116.0 兆円となっている。

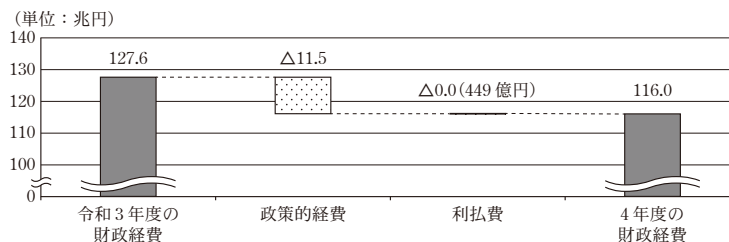
図 11 税収等、財政経費及び GDP 成長率の推移



(注) GDP 成長率は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4～6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」による。

4 年度における前年度からの財政経費の減少 11.5 兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図 12 のとおり、利払費は横ばいとなっている一方、政策的経費が 11.5 兆円減少しており財政経費の減少の主な要因となっている。

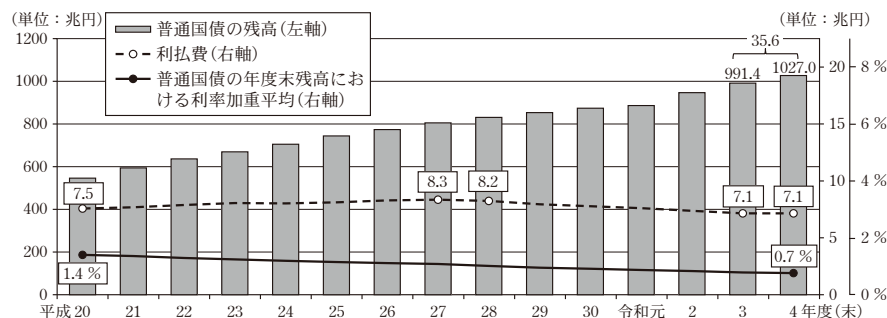
図 12 令和 4 年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの減少額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 13 のとおり、平成 20 年度の 1.4% から令和 4 年度の 0.7% へと 0.6 ポイント減少している。そして、利払費は、平成 20 年度の 7.5 兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから 27 年度までは増加傾向となっていたが、28 年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。そして、令和 4 年度の利払費は、同年度末の普通国債の残高が前年度末から 35.6 兆円増加して 1027.0 兆円となっている中で、前年度から横ばいの 7.1 兆円となっている。

図 13 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

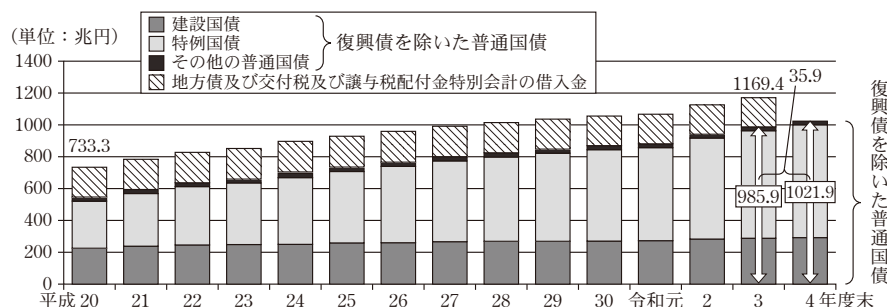
注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対 GDP 比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成 20 年度末から令和 4 年度末までの推移をみると、図 14 のとおり、普通国債のうち復興債(その借換債を含む。以下(3)において同じ。)を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、4 年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から 35.9 兆円増加(対前年度比 3.6% 増)して、1021.9 兆円となっている。

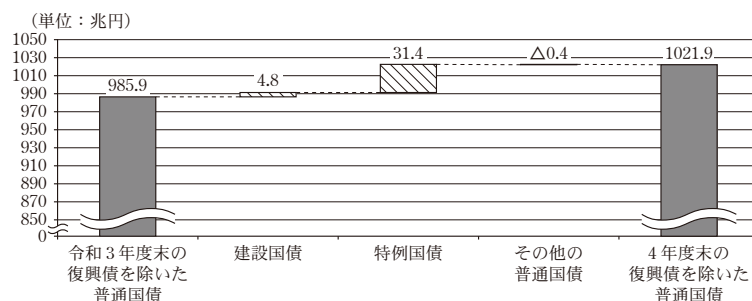
図 14 債務残高の推移



- 注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
- 注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成 6 年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成 7 年法律第 17 号)に基づき平成 6 年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和 4 年度末の地方債現在高は、5 年 9 月時点では示されていない。
- 注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

4 年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加 35.9 兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債(それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。)に区分してみると、図 15 のとおり、建設国債は 4.8 兆円、特例国債は 31.4 兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は 0.4 兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の要因は、建設国債及び特例国債の増加となっている。

図 15 復興債を除いた普通国債の令和 4 年度末における前年度末からの増加の内訳



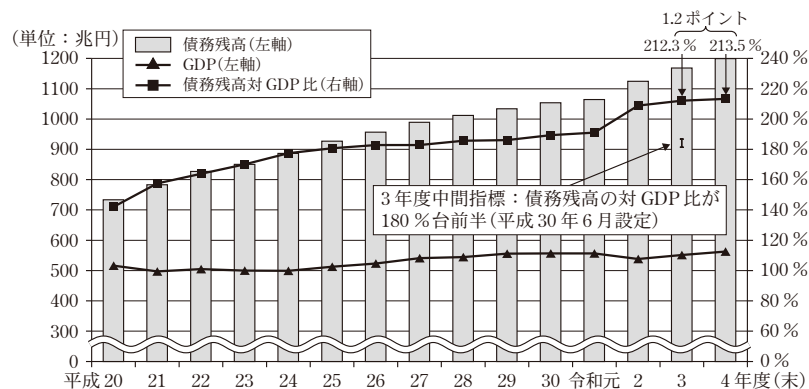
- 注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
- 注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いており、また、いずれも20年度末から令和4年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図14参照)。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図16のとおり、債務残高は一貫して増加しており、債務残高対GDP比の増加幅は、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までについては、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度の債務残高対GDP比は、債務残高が大幅に増加し、GDPが減少したことから前年度を大幅に上回った。そして、4年度の債務残高対GDP比は、対前年度比1.2ポイント増の213.5%となっており、平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

図16 債務残高と債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和5年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) GDPは、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

(4) 普通国債の発行・償還等の状況

前記のとおり、国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

ア 普通国債の発行額の推移

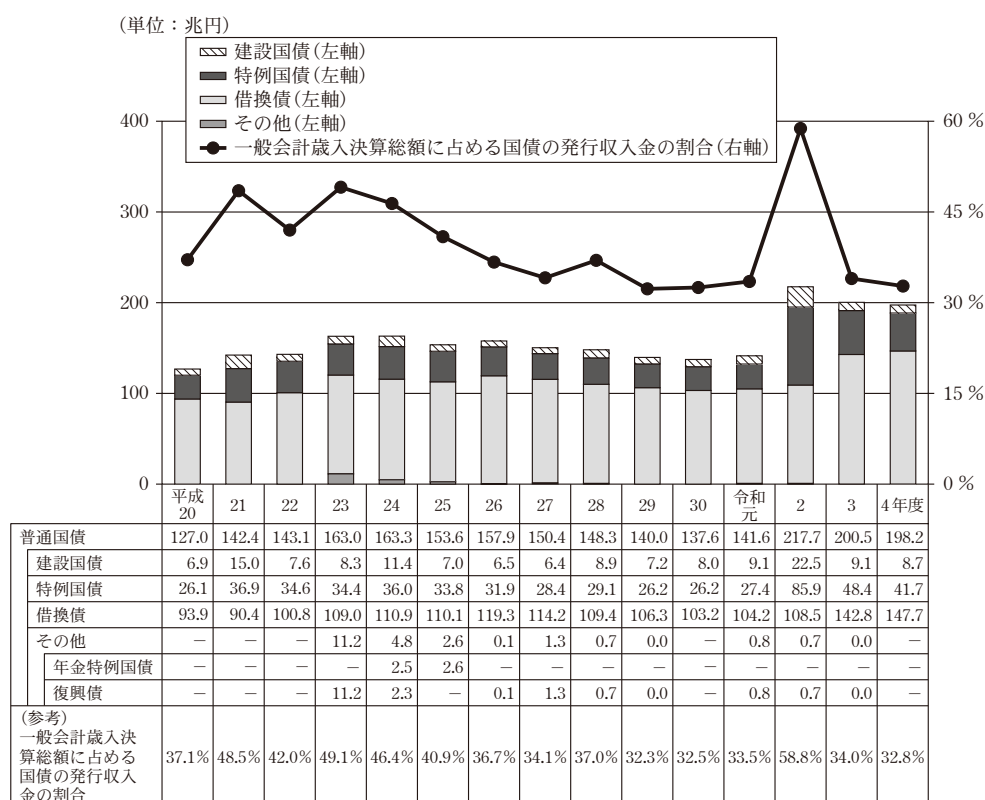
平成20年度から令和4年度までの普通国債の発行額(収入金ベース)^(注11)等の推移をみると、図17のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではおおむね横ばいで、また、特例国債は、平成21年度から30年度までは減少傾向で推移しているものの、いずれも令和2年度に大幅に増加

している。そして、4年度は3年度と同様にいずれも前年度から減少し、特例国債は41.7兆円となっており、コロナ禍前の元年度(27.4兆円)以前と比較して依然として高い水準にあるものの、建設国債は8.7兆円となっており、元年度(9.1兆円)以前と同水準となっている。一方、借換債は、3年度に大幅に増加し、4年度は147.7兆円となっており、前年度を上回っている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2年度は50%を超える状況となったが、4年度は32.8%となっており、3年度と同様にコロナ禍前の元年度(33.5%)と同水準となっている。

(注11) 収入金ベース 国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図17 普通国債の発行額(収入金ベース)等の推移



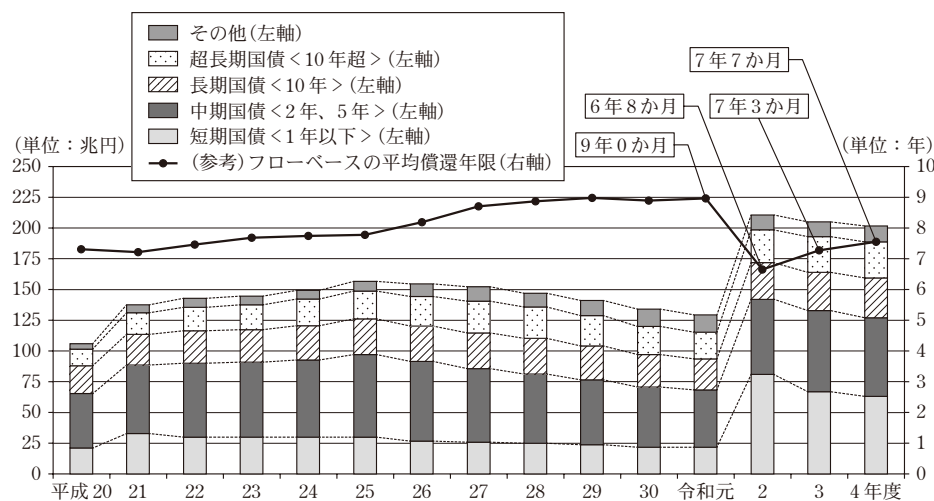
(注) 「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債(平成23年度分のみ)が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図18のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限^(注12)は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、4年度のフローベースの平均償還年限^(注13)は7年7か月となっている。

(注12) カレンダーベース市中発行額 国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式(日銀乗換)の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額(額面)の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債(特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計において発行される公債)が含まれる。

(注13) フローベースの平均償還年限 カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図18 国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額の推移



注(1) 発行額は、普通国債と財投債の合計額である。

注(2) 「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。

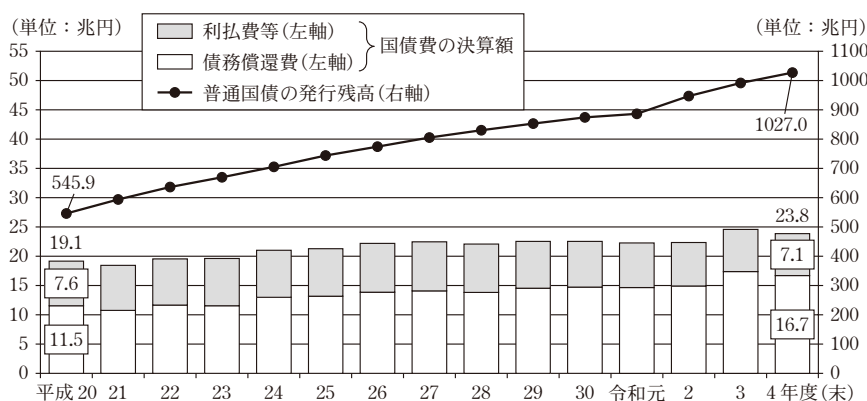
注(3) < >は償還年限を表している。

イ 国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」という。)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」という。)で構成されている。平成20年度から令和4年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図19のとおり、債務償還費が平成22年度以降増加傾向であることから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、20年度に19.1兆円であったものが、令和4年度には23.8兆円となり、4.7兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図19のとおり、平成20年度末に545.9兆円であったものが令和4年度末には1027.0兆円となっており、一貫して増加している。

図 19 国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



(注) 普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3 まとめ

(1) 国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比は、平成 20 年度から令和 4 年度まで一般会計 PB 及び一般会計 PB 対 GDP 比とおおむね同じように推移しており、4 年度の一般会計 PB は、前年度から改善してマイナス 23.6 兆円となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、4 年度においては、税収等が前年度から減少しているものの、政策的経費の前年度からの減少額が税収等の前年度からの減少額を上回っているため、一般会計 PB は前年度に比べて改善している。4 年度の一般会計 PB の内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、4 年度の税収等のうち、租税及印紙収入が 4.0 兆円及び「その他」が 4.1 兆円それぞれ増加している一方、3 年度に大幅に増加した前年度剰余金受入が 12.2 兆円減少している。このうち、4 年度の租税及印紙収入についてみると、所得税、法人税及び消費税が増加している。支出面では、4 年度の政策的経費のうち、その他の事項経費が 2.4 兆円増加しているものの、中小企業対策費が 6.5 兆円、社会保障関係費が 6.2 兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の 8 割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費について、平成 30 年度から令和 4 年度までの推移をみると、3 年度までは社会保障関係費が一貫して増加するなどしている。4 年度においては、社会保障関係費については、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなどにより前年度から減少し、地方交付税交付金等については、平成 30 年度以降増加していたものの、前年度から減少している。その他の事項経費については、令和 4 年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加している。文教及び科学振興費については、4 年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加している。そして、公共事業関係費については、平成 30 年度以降増加したものの、令和 4 年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少している。

4 年度の政策的経費の約 4 割を占めており、一般会計 PB の赤字の支出面の大きな要因となっている社会保障関係費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみる

と、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ大幅に増加しており、4年度は前年度から大幅に減少している。

(2) 財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、平成20年度から令和4年度まで一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移しており、4年度の一般会計財政収支対 GDP 比は、前年度から改善してマイナス5.4%となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成20年度から令和4年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、税収等については、3年度までは、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。4年度においては、GDP 成長率はプラスであったが、税収等は、前年度剰余金受入が前年度から減少したことなどにより減少していた。財政経費については、4年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、利払費は横ばいである一方、政策的経費が11.5兆円減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。

(3) 債務残高対 GDP 比

復興債(その借換債を含む。以下同じ。)を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、令和4年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から35.9兆円増加(対前年度比3.6%増)して、1021.9兆円となっている。4年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)は4.8兆円、特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)は31.4兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末から令和4年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対 GDP 比について、平成20年度から令和4年度までの推移を GDP の推移と併せてみると、GDP が緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までの増加幅は、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回り、4年度はコロナ禍前の平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。